

議案第423号

さいたま都市計画公園の変更について

(さいたま市決定)

計画書（公園）

さいたま都市計画公園の変更（さいたま市決定）

都市計画公園中 3・3・01 号沼影公園を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

沼影公園は、昭和 46 年 3 月 30 日に都市計画決定を行い、昭和 46 年 7 月 1 日に供用を開始した公園である。

沼影公園のある武蔵浦和駅周辺地区については、人口増加に伴い、学校規模の不均衡が生じている。この課題を解消するため、本公園用地と隣接する沼影小学校を活用した義務教育学校の設置が、令和 2 年 1 2 月 9 日に開催した都市経営戦略会議において、市の方針として決定したところである。

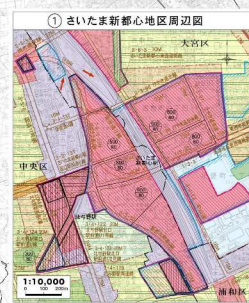
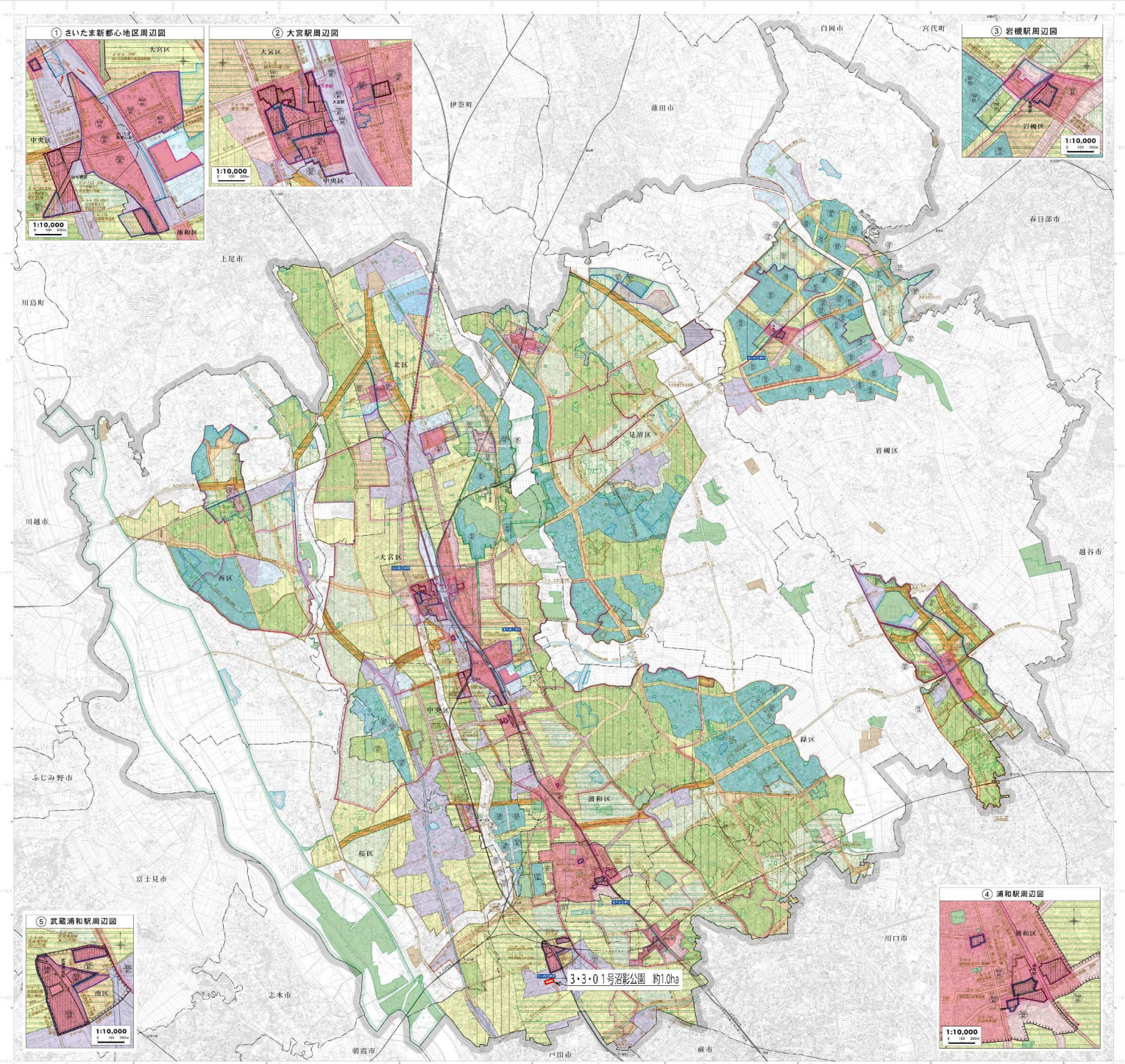
このことから、都市公園法第 16 条第 1 項における「公益上特別の必要がある場合」と解釈できるため、本公園を廃止するものである。

なお、本公園廃止後は、不足する公園用地について、南区もしくは南部地域を前提に、代替地を確保していくこととしている。

総括図

この図面は、概略的なものであり、詳細な計画は各区域の図面にて示す。また、この図面は、概略的なものであり、詳細な計画は各区域の図面にて示す。また、この図面は、概略的なものであり、詳細な計画は各区域の図面にて示す。

種別	色	面積(%)	容積率(%)
第一種住宅地域	緑	40	100
第二種住宅地域	黄	40	100
第三種住宅地域	赤	40	100
商業地域	青	40	100
工業地域	紫	40	100
公共施設地域	白	40	100
緑地	緑	40	100
河川	青	40	100
道路	黒	40	100
その他	白	40	100



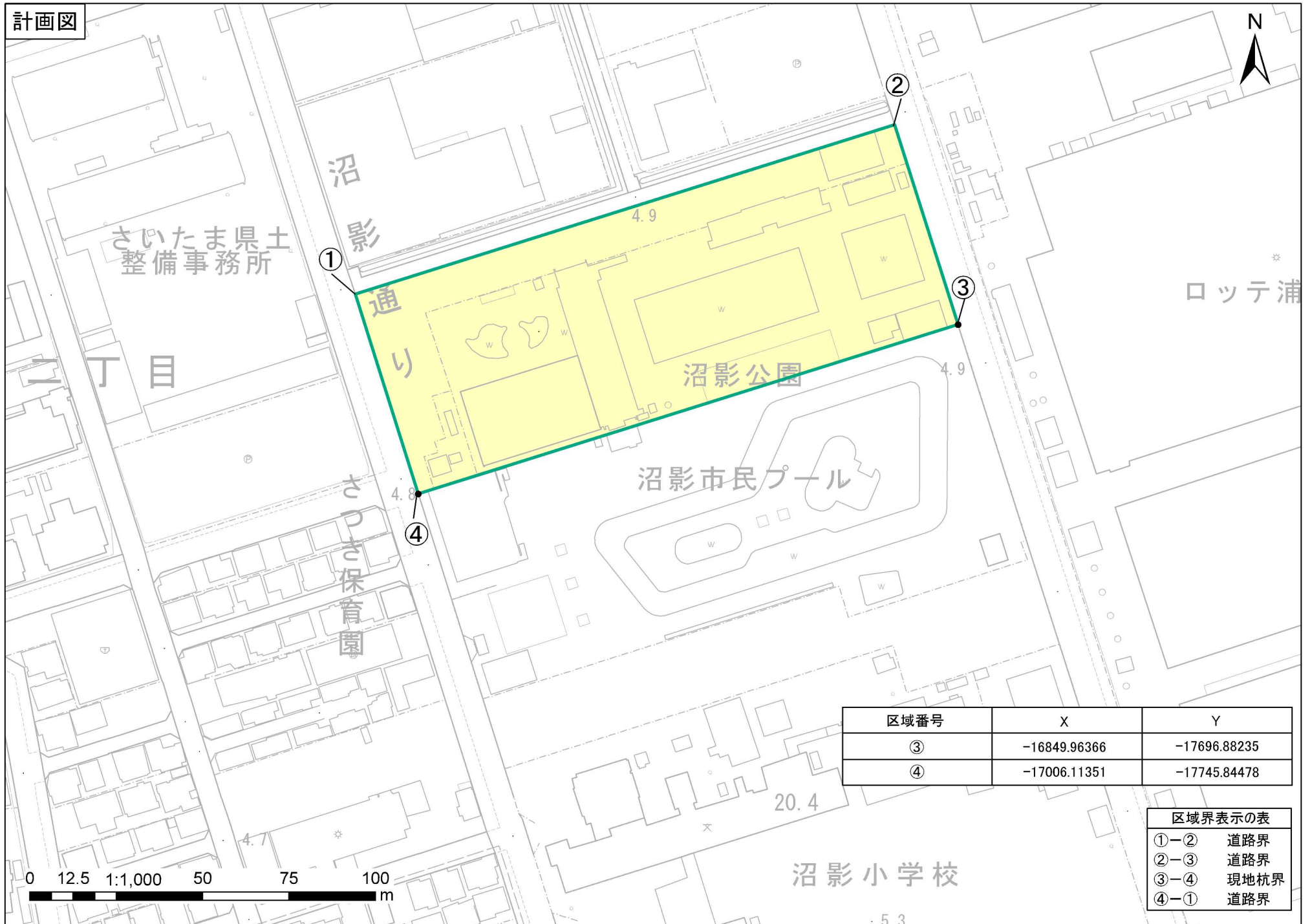
1:25,000

1:25,000地形図参照

1:25,000

1:25,000

計画図



区域番号	X	Y
③	-16849.96366	-17696.88235
④	-17006.11351	-17745.84478

区域界表示の表	
①-②	道路界
②-③	道路界
③-④	現地杭界
④-①	道路界

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 17 条第 1 項の規定に基づき、さいたま都市計画公園 3・3・01 号沼影公園の廃止についての理由を示したものです。

I 公園の概要

本公園は、武蔵浦和駅から南へ約 500m に位置し、昭和 46 年 7 月 1 日に開設した近隣公園です。

主な施設としては、屋内プール、屋外プール、アイススケート場、カルチャー教室や卓球場として活用されている 2 つの会議室があります。

II 都市計画（変更）の必要性【廃止理由】

沼影公園のある武蔵浦和駅周辺地区については、人口増加に伴い、学校規模の不均衡が生じています。この課題を解消するために、本公園用地と隣接する沼影小学校を活用した義務教育学校の設置が、令和 2 年 1 2 月 9 日に開催した都市経営戦略会議において、市の方針として決定したところです。

このことから、都市公園法第 16 条第 1 項における「公益上特別の必要がある場合」と解釈できるため、本公園を廃止するものです。

なお、本公園廃止後は、不足する公園用地について、南区もしくは南部地域を前提に、代替地を確保していくこととしています。

III 上位計画での位置づけ

沼影公園に関しては、上位計画における位置づけはありません。

義務教育学校に関しては、「第 2 期さいたま市教育振興基本計画<さいたま市教育アクションプラン>（令和 4 年度改定版）」において、基本的方向性 5 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備のうち、「教育環境整備の推進」として、「武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の開校」が目標指標として設定されており、令和 7 年度までに建設工事に着手する目標が定められています。

IV 関連する都市計画

本公園の東側の境界には、都市計画道路 3・4・41 号線（内谷別所線）が、幅員 20m にて都市計画決定されています。